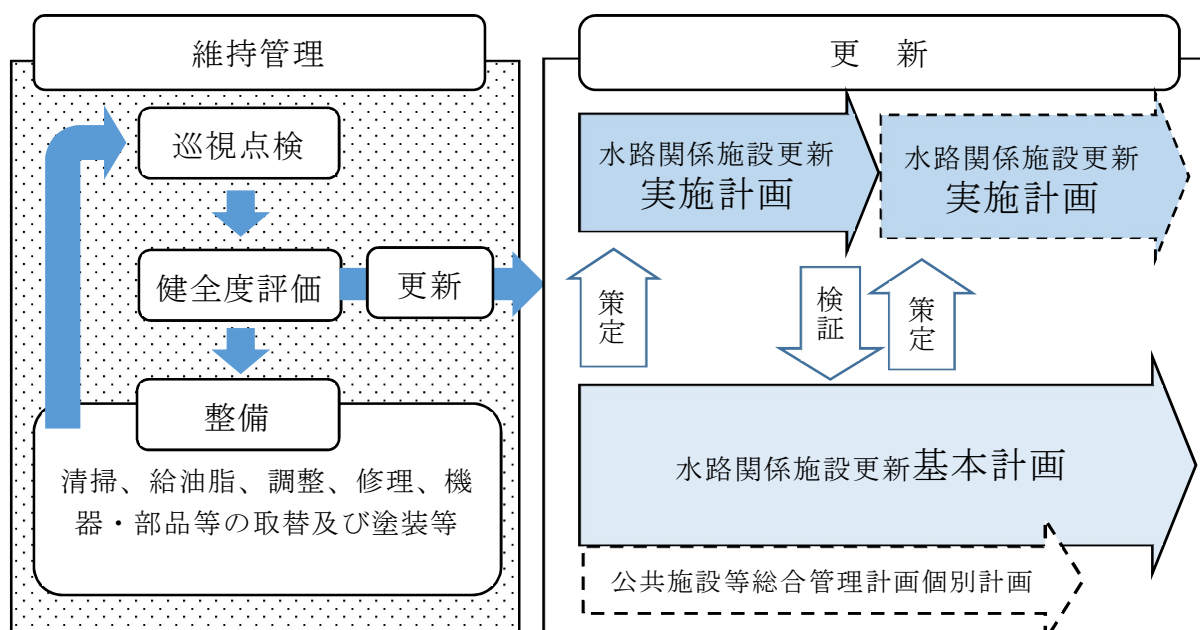


寝屋川市水路関係施設保全計画の概要

1 計画の概要

(仮称)水路関係施設保全計画（以下「本計画」という。）は、水路関係施設の長寿命化を図るため、設定した保全方式を基に巡視点検、健全度評価及び整備等の「維持管理」に関すること、並びに健全度評価結果に基づく「更新」に関することを定める。

<計画の構成イメージ>



(1) 対象施設

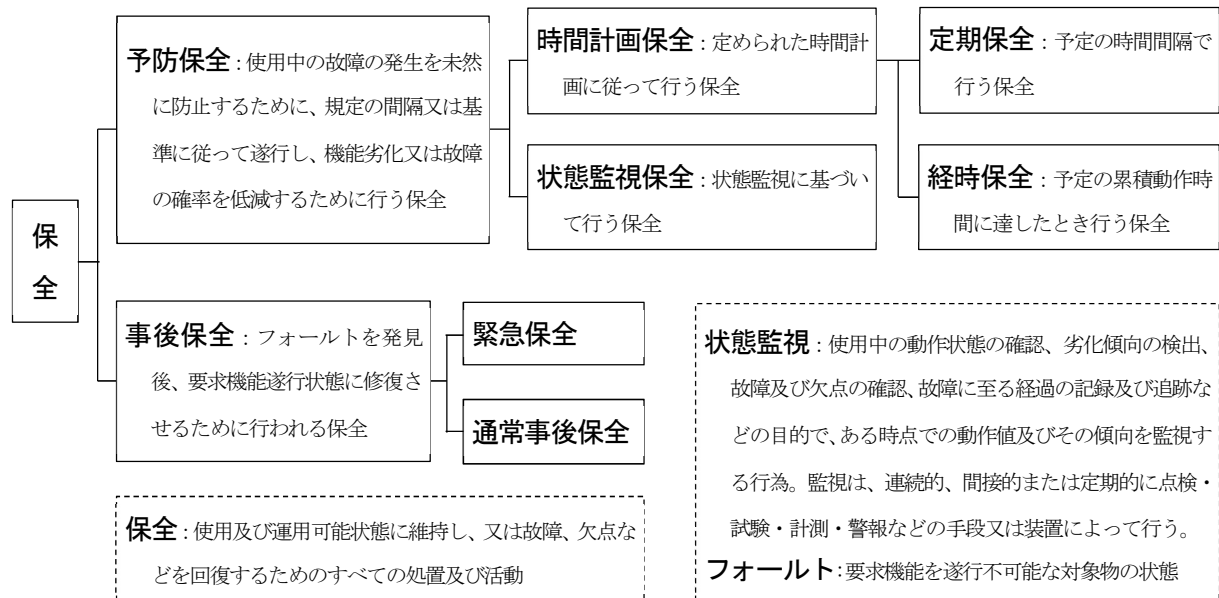
本計画の対象施設は、寝屋川市が所有又は管理する水路及び関係施設とする。

施設区分

施設区分	説明	数量
水路本体	河道(流水面)、堤体・護岸等流水機能を確保する施設、物件及びこれらに関連する防護柵、樹木等の総体	31 幹線・準幹線 (その他水路 多数)
ポンプ施設	排水ポンプ、揚水ポンプ及びこれらを機能させるために必要な土木・建築・機械・電気・通信等設備の総体	149 台 (ポンプ場+調節池)
樋門施設	河川・水路に設ける扉体、開閉装置、通水施設等の流水管理に必要な施設の総体	49 か所
雨水貯留施設	雨水流出抑制を目的とする調節池、校庭貯留施設及び貯留管	調節池 31 か所 校庭貯留施設 25 か所 貯留管 台帳に登載

(2) 保全方式の設定

水路関係施設が土木施設、建築施設、電気設備、機械設備及び通信設備が複合しているものであることから、あらかじめ施設種別の特性に適した保全方式を設定する。



(3) 巡視点検

巡視とは、施設の運転又は点検を目的に複数の施設を踏査する活動をいい、点検とは、施設の耐性及び機能の異状の有無を確認する活動をいう。

① 巡視点検の区分

巡視点検の目的、態様により次のとおり区分し、効率的、効果的に実施する。

i 日常点検

日常業務における巡視点検及び市民からの提供情報、要望対応等における巡視点検

ii 定期点検

あ 職員等による出水期前の巡視点検

い 水路関係施設に関する点検、保守、整備、運転管理及び清掃等の業務並びに水路関係施設を構成する設備・機器等

に法定又は生産者指定の周期的に実施する定例の点検（専門技術者等への委託）

iii 臨時点検

あ 台風の接近や大雨等に関する事前の気象情報に基づく巡視点検

い 地震、大雨、落雷、暴風等が発生したのちに、施設の異常、損傷の有無を確認する巡視点検

巡視点検の概要

区分	巡視点検	頻度	実施方法	実施者
日常点検	日常業務における巡視点検	適宜	目視、動作確認、計測、写真等	職員
定期点検	出水期前の巡視点検	毎年定期	目視、動作確認	職員
	法定点検、周期定例点検	所定の頻度	計測、写真等	専門技術者
臨時点検	台風、大雨等気象情報発報時	気象情報	目視、動作確認等（必要に応じて詳細点検）	職員または
	地震・落雷・暴風後の巡視点検	発生後		専門技術者

(4) 健全度評価

巡視点検の結果から、水路関係施設の状態を判定し、判定内容に基づいて健全度を評価する。

巡視点検結果による判定、健全度評価

点検結果	判定内容	健全度
×	点検の結果、設備・装置・機器・部品等の機能に支障をきたす変状があり、緊急に措置（修繕・取替・更新）が必要である。	Level 0 緊急段階
△	点検の結果、設備・装置・機器・部品等の機能に支障はないものの、明らかな変状が見られ、早急に措置しなければ数年以内に支障が生じるおそれ大きい。	Level 1 対応段階
○	点検の結果、正常であり現在支障は生じていない。若しくは通常の保全において十分な信頼性が確保できている。	Level 2 適正段階

電気設備、機械設備を有する施設は、「△ Level 1 対策段階」をさらに 3 段階に区分して行う。

参考 ポンプ施設 健全度評価の内容

点検結果	健全度	状態	健全度の評価指標	
			傾向管理が可能なもの	傾向管理が不可能なもの
×	Level 0 緊急段階	点検の結果、設備・装置・機器・部品等の機能に支障をきたす変状があり、緊急に措置(修繕・取替・更新)が必要な状態	設備・装置・機器・部品の機能が低下あるいは停止若しくは運用不可能である場合	
△	△ 1 Level 1-1 予防保全段階	点検、精密診断、総合診断の結果、設備・装置・機器・部品の機能に支障が生じる可能性があり、予防保全の観点から早急に措置(整備・取替・更新)を行うべき状態	1 点検の結果、計測値が予防保全値を超過している場合 2 精密診断、総合診断により早急に措置を行うべきと評価した場合	1 点検の結果、目視、触診・指触、聴診・聴覚、嗅覚によって異常が確認でき、かつ次の条件のいずれかに該当するもの ① 総合診断により早急に措置を行うべきと評価した場合 ② 建設や整備・更新後間もない運用初期にある場合 ③ 通常の運用を継続すると故障する可能性が高いと判断した場合 2 経過年数が平均の修繕・取替標準年数以上である場合
	△ 2 Level 1-2 予防保全計画段階	点検、精密診断、総合診断の結果、設備・装置・機器・部品の機能に支障が生じていないが、2～3年以内に措置(整備・取替・更新)を行うことが望ましい状態	1 点検の結果、計測値が注意値を超え、予防保全値以下の場合 2 精密診断、総合診断により、2～3年以内に措置を行うことが望ましいと評価した場合	1 点検の結果、目視、触診・指触、聴診・聴覚、嗅覚によって異常が確認でき、かつ次の条件のいずれかに該当するもの ① 総合診断により 2～3 年以内に措置することが望ましいと評価した場合 ② 異常の原因が特定できており長期の使用に問題があると判断した場合 2 経過年数が平均の修繕・取替標準年数近傍(2～3 年前)である場合
	△ 3 Level 1-3 監視段階	点検の結果、設備・装置・機器・部品の機能に支障が生じていないが、状態の経過観察が必要な状態	点検の結果、計測値が異常傾向を示しているが注意値以下の場合	点検の結果、目視、触診・指触、聴診・聴覚、嗅覚によって異常が確認できるが、過去の点検結果などから継続使用が可能と判断できる場合
○	Level 2 適正段階	点検の結果、設備・装置・機器・部品の機能に支障が生じていない状態	点検の結果、計測値が正常値である場合	点検の結果、目視、触診・指触、聴診・聴覚、嗅覚によって異常が認められない状態

(5) 整備

整備とは、対象施設に係る清掃、給油脂、調整、修理、機器・部品等の取替及び塗装等をいう。

整備は「定期整備」と、「臨時整備」とに大別する。

① 定期整備

定期整備は、関係法令又は製造者が品質の保持等を目的として定める基準に基づき実施する。

② 臨時整備

臨時整備は、巡視点検等によって把握した機器、部品等の不調、故障等の変状に対して実施する。

2 更新

更新とは、故障又は機能低下した設備、装置等の機能を復旧するために新しいものに設置しなおすことをいう。

点検・整備を適切に実施しているにもかかわらず経年劣化等により機能が低下するなど信頼性、安全性が維持できないと判断されるとき、施設を更新する。

更新計画は、健全度評価結果から 10 年程度の期間に更新候補となる見込みの対象施設を掲げた基本計画を策定し、このうち更新優先度評価基準に基づき直近 5 年間に更新する対象施設、時期、事業費等を定める実施計画を策定する。ただし、水路堤体・護岸等事後保全施設はこの限りでない。

なお、施設の規模、構成等により更新中に機能停止させない更新手順の構築が複雑な場合等は、事前に更新検討又は計画、設計等を実施する。

また、更新計画に定めのない施設が災害の影響又は突発的な故障、事故等により緊急に更新を要する場合は、当該施設の重要性、機能停止時の影響等を勘案して更新の優先順位を繰上げることができる。

3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）、河道及び河川管理施設の長寿命化計画策定の手引き等を踏まえた長寿命化計画である。
- (2) 本計画は、寝屋川市公共施設等総合管理計画に定める個別計画である。

以上

—対象施設—

水路関係施設保全計画対象施設 <水路>

排水管理施設					
No	名称	No	名称	No	名称
1	古川水路	2	友呂岐水路		
用排水管理施設					
No	名称	No	名称	No	名称
1	寝屋川第 1 水路	2	寝屋川第 2 水路	3	寝屋川第 3 水路
4	寝屋川第 4 水路	5	寝屋川第 5 水路	6	寝屋川第 6 水路
7	寝屋川第 7 水路	8	寝屋川第 8 水路	9	寝屋川第 9 水路
10	寝屋川第 10 水路	11	寝屋川第 11 水路	12	寝屋川第 12 水路
13	石津第 2 水路	14	田井第 1 水路	15	点野第 1 水路
16	点野第 2 水路	17	池田第 1 水路	18	葛原第 1 水路
19	対馬江第 1 水路	20	木田第 1 水路	21	仁和寺第 1 水路
22	河北第 1 水路	23	河北第 2 水路	24	守口第 1 水路
25	黒原第 1 水路	26	薮屋第 1 水路		
用水管理施設					
No	名称	No	名称	No	名称
1	幹線水路	2	二十箇水路	3	神田第 2 水路

※ その他水路 多数

水路関係施設保全計画対象施設 <ポンプ施設>

No	名称	No	名称
1	御幸西町ポンプ場 1 号機	2	御幸西町ポンプ場 2 号機
3	昭栄町南ポンプ場	4	神田揚水機場
5	木屋第 1 揚水機場	6	昭栄町北ポンプ場
7	池田三丁目ポンプ場 1 号機	8	池田三丁目ポンプ場 2 号機
9	池田三丁目ポンプ場 3 号機	10	成田南町調節池
11	美井元町雨水調節池(開発) 1 号機	12	美井元町雨水調節池(開発) 2 号機
13	木田第 1 揚水機場	14	木屋第 2 揚水機場
15	唐操ポンプ場 1 号機	16	唐操ポンプ場 2 号機
17	木橋ポンプ(雨水) No1	18	木橋ポンプ(雨水) No2
19	木田町雨水マンホールポンプ°	20	出雲町雨水マンホールポンプ° 1 号機
21	出雲町雨水マンホールポンプ° 2 号機	22	三井南町調節池(開発) 1 号機
23	三井南町調節池(開発) 2 号機	24	高柳三丁目雨水マンホールポンプ° 1 号機
25	高柳三丁目雨水マンホールポンプ° 2 号機	26	豊里ポンプ場 1 号機
27	豊里ポンプ場 2 号機	28	五藤ヶ池さく泉ポンプ(地元管理)
29	黒原新町調節池(開発) 1 号機	30	黒原新町調節池(開発) 2 号機
31	太秦緑が丘調節池(開発) 1 号機	32	太秦緑が丘調節池(開発) 2 号機
33	美井元町調節池(開発) 1 号機	34	美井元町調節池(開発) 2 号機
35	宮池(高宮)ポンプ	36	古川第 6 ポンプ場
37	寝屋南地区区画整理事業一号調節池 1 号機	38	寝屋南地区区画整理事業一号調節池 2 号機
39	寝屋南地区区画整理事業一号調節池 3 号機	40	寝屋南地区区画整理事業一号調節池 4 号機
41	寝屋南地区区画整理事業二号調節池 1 号機	42	寝屋南地区区画整理事業二号調節池 2 号機
43	寝屋南地区区画整理事業二号調節池 3 号機	44	寝屋南地区区画整理事業二号調節池 4 号機
45	香里園駅前調節池 1 号機	46	香里園駅前調節池 2 号機
47	豊里町調節池(開発) 1 号機	48	豊里町調節池(開発) 2 号機
49	豊里町調節池(開発) 3 号機	50	点野三丁目調節池(開発) 1 号機

No	名称	No	名称
51	点野三丁目調節池(開発) 2 号機	52	古川第 1 ポンプ場
53	国松中池ポンプ	54	古川第 4 ポンプ場
55	池田本町調節池(開発) 1 号機	56	池田本町調節池(開発) 2 号機
57	点野一丁目調節池(開発) 1 号機	58	点野一丁目調節池(開発) 2 号機
59	点野三丁目調節池 2(開発) 1 号機	60	点野三丁目調節池 2(開発) 2 号機
61	古川第 7 ポンプ場	62	古川第 8 ポンプ場
63	田井町ポンプ場	64	古川第 5 ポンプ場
65	古川第 3 ポンプ場	66	松屋町調節池 1
67	池田中町調節池(開発) 1 号機	68	池田中町調節池(開発) 2 号機
69	仁和寺町ポンプ場	70	古川第 2 ポンプ場
71	清水町ポンプ場	72	四方黒池さく泉ポンプ
73	石津元町調節池 (開発) 1 号機	74	石津元町調節池 (開発) 2 号機
75	点野五丁目調節池 1 号機	76	点野五丁目調節池 2 号機
77	仁和寺ポンプ場(市域境界) 1 号機	78	仁和寺ポンプ場(市域境界) 2 号機
79	点野ポンプ場 1 号機	80	点野ポンプ場 2 号機
81	木屋ポンプ場 1 号機	82	木屋ポンプ場 2 号機
83	錦町ポンプ場	84	堀溝ポンプ場 1 号機
85	堀溝ポンプ場 2 号機	86	堀溝ポンプ場 3 号機
87	堀溝ポンプ場 4 号機	88	河北中町排水機場
89	友呂岐排水機場 1 号機	90	友呂岐排水機場 2 号機
91	友呂岐排水機場 3 号機	92	木田ポンプ場
93	河北第 3 排水機場 1	94	河北第 3 排水機場 2
95	春日調節池	96	成田東が丘調節池
97	松屋町調節池 2	98	美井調節池(府住)
99	松屋町調節池 3	100	高柳調節池(府住) 1 号機
101	高柳調節池(府住) 2 号機	102	池田西町調節池(府住) 1 号機

No	名称	No	名称
103	池田西町調節池(府住) 2 号機	104	春日町調節池(府住) 1 号機
105	春日町調節池(府住) 2 号機	106	木屋揚水機場 1 号機
107	木屋揚水機場 2 号機	108	木屋揚水機場 3 号機
109	木屋揚水機場 4 号機	110	点野揚水機場
111	河北第 1 揚水機場 1 号機	112	河北第 1 揚水機場 2 号機
113	河北第 4 揚水機場	114	池田第 2 揚水機場
115	河北第 2 揚水機場	116	枚方揚水機場 1 号機
117	枚方揚水機場 2 号機	118	木田第 2 揚水機場
119	木屋第 3 揚水機場	120	香里南之町ポンプ場 1 号機
121	香里南之町ポンプ場 4 号機	122	木田町(朝枝宅前)ポンプ場
123	友呂岐ポンプ場 1 号機	124	友呂岐ポンプ場 2 号機
125	友呂岐ポンプ場 3 号機	126	香里南之町ポンプ場 2 号機
127	香里南之町ポンプ場 3 号機	128	深谷水中ポンプ場
129	萱島調節池 1 号機	130	萱島調節池 2 号機
131	小路区画整理 1 号調節池(開発) 1	132	小路区画整理 1 号調節池(開発) 2
133	小路区画整理 2 号調節池(開発) 1	134	小路区画整理 2 号調節池(開発) 2
135	仁和寺調節池 1 号機	136	仁和寺調節池 2 号機
137	仁和寺調節池(マンホールポンプ) 1 号機	138	仁和寺調節池(マンホールポンプ) 2 号機
139	御幸西調節池 1 号機	140	御幸西調節池 2 号機
141	国松町調節池(開発) 1	142	国松町調節池(開発) 2
143	石津元町調節池(開発) 2 号機	144	香里西調節池 1 号機
145	香里西調節池 2 号機	146	香里西調節池 3 号機
147	排水ポンプ場監視装置設置工事	148	権現堂池ポンプ
149	星田池ポンプ(地元管理)		

水路関係施設保全計画対象施設 <樋門施設>

樋門					
No	名称	No	名称	No	名称
1	黒原第 1 樋門	2	友呂岐下流調整樋門	3	太間第 3 樋門
4	点野第 1 樋門	5	仁和寺第 4 樋門	6	葛原第 1 樋門
7	対馬江第 1 樋門	8	池田第 3 樋門	9	石津第 1 樋門
10	大利第 1 樋門	11	木田第 2 樋門	12	木田第 3 樋門
13	堀溝第 1 樋門	14	堀溝第 2 樋門	15	堀溝第 3 樋門
16	堀溝第 4 樋門	17	河北第 1 樋門	18	河北第 2 樋門
19	河北第 3 樋門	20	薮屋第 1 樋門	21	神田第 2 樋門
22	高柳第 2 樋門	23	高柳第 3 樋門	24	黒原第 2 樋門
25	木屋第 1 樋門	26	木屋第 2 樋門	27	池田第 1 樋門
28	池田第 2 樋門	29	点野第 2 樋門	30	点野第 3 樋門
31	仁和寺第 1 樋門	32	仁和寺第 2 樋門	33	石津第 3 樋門
34	導水路No. 1 樋門	35	導水路No. 2 樋門	36	導水路No. 3 樋門
37	導水路No. 4 樋門	38	導水路No. 5 樋門	39	導水路No. 6 樋門
40	導水路No. 7 樋門	41	古川浄化導水路樋門		
制水門					
No	名称	No	名称	No	名称
1	木屋第 1 制水門	2	木屋第 2 制水門	3	点野制水門
4	仁和寺制水門	5	五番制水門	6	幹線末流樋門
7	二十箇樋門	8	石津制水門		

水路関係施設保全計画対象施設 〈雨水貯留施設〉

○ポンプ施設を有する調節池

No	名称	No	名称
1	池田中町調節池(開発)	2	池田西町調節池(府住)
3	池田本町調節池(開発)	4	石津元町調節池(開発)
5	太秦緑が丘調節池(開発)	6	春日調節池
7	春日町調節池(府住)	8	萱島調節池
9	国松町調節池(開発)	10	黒原新町調節池(開発)
11	香里園駅前調節池	12	香里西調節池
13	小路区画整理1号調節池(開発)	14	小路区画整理2号調節池(開発)
15	点野一丁目調節池(開発)	16	点野三丁目調節池(開発)
17	点野三丁目調節池 2(開発)	18	点野五丁目調節池
19	高柳調節池(府住)	20	豊里町調節池(開発)
21	成田東が丘調節池	22	成田南町調節池
23	仁和寺調節池	24	寝屋南地区区画整理事業一号調節池
25	寝屋南地区区画整理事業二号調節池	26	松屋町調節池 1
27	松屋町調節池 2	28	松屋町調節池 3
29	美井調節池(府住)	30	三井南町調節池(開発)
31	美井元町雨水調節池(開発)	32	美井元町調節池(開発)
33	御幸西調節池		

○校庭貯留浸透施設

No	名称	No	名称	No	名称
1	第一中学校	2	第二中学校	3	第三中学校
4	第五中学校	5	第七中学校	6	第八中学校
7	第九中学校	8	中木田中学校	9	友呂岐中学校
10	木田小学校	11	南小学校	12	北小学校
13	中央小学校	14	池田小学校	15	啓明小学校
16	楠根小学校	17	和光小学校	18	桜小学校
19	成美小学校	20	点野小学校	21	石津小学校
22	西小学校	23	堀溝小学校	24	神田小学校
25	木屋小学校				